

福岡医発第 374 号（地）
令和 5 年 5 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について

さて、標記ガイドラインにつきましては、令和 5 年 3 月 22 日付福岡医発第
3438 号（地）等にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より福岡県保健医療介護部を通じて、本年 5 月 8 日から、感
染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴い、基本的な感染対策
の考え方については、個人や事業者の判断に委ねることを基本とするとともに、
「濃厚接触者」として特定されることや法律に基づく外出自粛を求められるこ
とがなくなることを踏まえ、標記ガイドラインを改正し 5 月 8 日より適用する
旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとと
もに、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。